

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

住民基本台帳法施行令が一部改正され、住民票において旧氏の記載が可能となったことを踏まえ、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例(昭和 59 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「氏名、氏、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「または氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 8 条第 3 号中「氏名(」の次に「氏に変更があつた者にかかる住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名および当該旧氏、」を加え、「が記録されている場合」を「の記録がされている場合」に、「、氏名」を「氏名」に、「通称」を「当該通称」に改める。

第 15 条第 5 号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）が一部改正され、住民票において旧氏の記載が可能となったことを踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 登録することができる印鑑について、氏に変更があった者は、旧氏または氏名もしくは旧氏の一部を組み合わせたもので表しているものを認める。（第7条関係）

(2) その他所要の規定の整備（第8条・第15条関係）

3 施行期日

令和元年11月5日

【参考】

住民基本台帳法施行令（以下「施行令」という。）の一部改正

氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手續等について所要の規定を設けるものとする。 （施行令第30条の13・第30条の14関係）

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市印鑑条例（昭和59年条例第9号）

改正後	現行	備考
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請にかかる印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏または通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請にかかる印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____ もしくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）または氏名 _____ もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 _____ または通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) および(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者にかかる住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名および当該旧氏、外国人住民にかかる住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名 および当該通称）</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) および(2) 略</p> <p>(3) 氏名（ _____ 外国人住民にかかる住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名および通称 _____ ）</p> <p>(4)～(7) 略</p>	
<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	

<p>(5) 氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）もしくは名（外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6)および(7) 略</p>	<p>(5) 氏名、氏 _____ もしくは名（外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6)および(7) 略</p>	
--	--	--

<p><u>付 則</u> この条例は、令和元年11月5日から施行する。</p>		
--	--	--